

令和2年第7回那須烏山市議会10月臨時会（第1日）

令和2年10月23日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時12分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程 第 2 会期の決定について（議長提出）

日程 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）

日程 第 4 議案第1号 財産の取得について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。ただいま出席している議員は16名であります。8番滝口貴史議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、令和2年第7回那須烏山市議会10月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解をお願いいたします。

次に、本日の臨時会に当たり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

1番 青木敏久議員

2番 興野一美議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（久保居光一郎） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額

の決定及び和解について)を議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略をいたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

専決処分の内容は、令和2年7月28日、午前11時23分頃、県道小川大金停車場線、那須烏山市南大和久515-2付近において市職員が運転する公用車両が、交差点の信号待ちのために停車していた相手方車両に追突し、損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両の修理代であり、損害額29万7,747円全額を市が支払うことで和解が成立いたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でありますけれども、この際、質疑があればこれを許します。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらは、損害賠償額が29万7,747円とありまして、相手方の損害賠償額で、こちらは保険でお支払いになったのかなと思うんですが、職員側の車も損傷を受けていると思うんですが、そちら、リースで、また修理費用とか発生して修理するののかどうかちょっと存じ上げないんですけれども、その件と、もし職員側の車の損害状況というの、できれば今後参考写真のほうに加えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、公用車の損害なんですが、ナンバープレートが少しへこんだ状況だったものですから、修理の必要ないということで、公用車の修理はいたしませんでした。なので、損害額は出ていないということです。

また、今後は公用車の損害も分かるような資料の作成、添付しろということにつきましては、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○4番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 事故が起きてしまったのでやむを得ないと思いますが、ここには運転していたまちづくり課の職員の方、黙ってぶつかるわけがないので、よそ見をしていたとか、万が一スマホをいじっていたとか、ぼうっとしていたとか、気がつかないということはありませんか、その辺の理由が分かればちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案書の一番後ろに事故発生現場図があるんですが、白い車が相手車両で、今回修理をした車なんですが、ここの交差点ですが、実はここには描いていないんですが、赤信号でまず止まっていた白い車の前、横道にそれる道路が右と左に出ているんですが、その前に2台ぐらい車が止まっておりまして、それをちょっと間を空けてこの白い車が止まっていたので、運転していた市職員は、赤と分かっていながら、少し信号のほうに気をとられていたという状況があったという。ただ、赤信号で止まる予定をしていたので、ゆっくりと、そろそろという動きでぶつけてしまったというような状況ですので、スマホ等の操作とか、そういうことは無いというふうに確認しております。

○議長（久保居光一郎） ほかにございますか。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 報告案件ではございますが、1点お伺いします。

このリアハッチのへこみ、リアバンパーのずれを直す修理費だとしますと、29万7,747円は高額かなと思うんですけれども、改めて損害賠償の内訳についてお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 内訳ですが、バンパーを直したということが1点。それと、バックドアパネルについても修理が入っておりますので、その大きな2つが高額になったため、今回の損害賠償請求額になったということになります。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） そうしますと、相手の方はけがをしたとか、そういった部分、慰謝料とかは含まれていないということによろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今回につきましては、あくまで物損事故ということで、人身になるところではありませんでした。

以上です。

○14番（沼田邦彦） 了解です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） よく事故が起きたときに、こんな状況でちょっと怪しいのかなというふうに疑いの目が、よく見ることがあるんですが、事故の鑑定人というのは入っているんですか。ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、鑑定人の前に、事故が起きたときに、職員、速やかに警察を呼びまして現場検証等を行っております。その結果、相手が鑑定人を入れるまでのことなく示談のほうに動くことになりましたので、鑑定人評価は入っておりません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 先ほどナンバーが曲がった程度だと、市の車は。疑ってはいけないんですけども、ナンバーが歪んだ程度でバンパーがずれるかというふうに思って、疑わしいなという案件も、今回はこれで済んでいると思うんですが、今後において、ひょっとして、そういうことがあれば保険会社が動くと思うんですけども、そういうこともある程度考えておいたほうがよろしいかなと思いましたが、ちょっとお伺いしました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 答弁はいいですね。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 時間がないので申し訳ないんですけども、これはしょうがないよとか、そういういろいろなケースがありますけど、これはもう全く100%、こんな普通起きるのかなというぐらいのイメージですよ。止まっている車に、どんな状況にしてもぶつかっていくので。

それで、今の一番新しい車は急ブレーキがかかって止まるんですけども、もちろん多くの車は止まらないと思うんですけども、この件に関しては、職員に対して、どういうことを気をつけろとか、こんなことだというのがとても難しいんですけども、これは、みんなで起きないようなことを論議してみようというとか、そういう話のときに、その取っかかりみたいなものがあるのかどうかとか、その辺についてどう思いますか。みんな、注意しろといたら、それで論議なくなっちゃうんだけど、そういう内容ではないような気がするので、その辺ちょっとアイデアがあったら教えてください。

どんなことを論議して、二度と起こさないようにするかという、そういう意味で。お願いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 事故は、十分注意をしても起こる、それが現実です。そこに、通常不注意という言い方をしますが、当然何か怠っていたから事故をする、それは間違いないことだと思います。

まず、事故を起こす前に、そういった不注意を、どういうふうに事故を起こさないように対応するか、常日頃の訓練がやはり必要だということは、警察のほうの事故に関する報告書とかそういったのを読ませていただくと書いてございます。それにつきましては、総務課、または朝礼等におきまして職員への周知はしているところでございます。

ただし、やはり事故は起こるものです。その際の再教育として、烏山教習所において運転技能の再講習研修を必ず受けるというのを今やっておりますので、その中で自分自身の不注意の多い状況が教習所の先生から指摘をされます。それを改めて確認することによって、その職員がさらにまた事故を起こさないような対応に心がけるということと、もう一つは、今は事故が起きたときには必ず課長とその職員が副市長の下に出向いて、すぐに副市長から注意を受けるというのを徹底しておりますので、そういったところで事故を起こさない教育をしているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 総括して言うとそういう答えになっちゃうんだけど、やっぱり一人ひとりがそういう不注意というのはあるので、どうしたらいいのかというのを本当にもう一度、個人の問題として考えて欲しいんだということはいつも言ってほしいと思うんです。そうでないと、注意しろで済みにはしたくないんで、ぜひお願いします。答弁結構です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） この事故を受けまして、市の取組についてお伺いしたいんですが、通常企業であれば、安全大会とか、ゼロ災でいこうとかという大会を開いて安全宣言を行ったりします。

事故が続いているということであれば、市のほうとしても、安全大会と言わずとしても、啓発の意味で、事故を起こした当事者のみならず、これから可能性のある職員全部を集めまして、全部と言わず課でやってもいいんですけれども、安全大会みたいなのを開いて、事故ゼロでいこうということで目標を設定して、例えば1年なり、取りあえず1年とか2年とかということで、事故ゼロでいこうという宣言を行うなり、緊急事態と言わずとも、そういった意識の高揚を努めるというようなお考えあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今の青木議員の意見を踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

ます。

○1番（青木敏久） 了解です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 先ほどの課長の答弁の中で、副市長の名前が出たものですから、副市長は職員の統括責任者でありますから、副市長から答弁をいただきたいと思うんですが、私、合併以来、こういった物損事故関係をずっと簡単に記録を取っているんですが、今回の事故で58件目でないかと思います。

その中で最も多いのは、やはり車対車の事故です。そのほか、道路管理者の不注意から起こった事故などもありますが、それで、事故の中には、前回報告にあったようなもらい事故のようなものもあるわけですが、今回は100%職員の責任になるわけですが、そういった場合、市としては、職員に対してどのような、懲戒といいますか、人身事故になり、死亡事故にでもつなげれば懲戒免職ということもあるんじゃないかと思いますが、具体的にどのような基準でもって職員に対して戒めているのかお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） ただいまの御質問でありますけれども、処分の関係であります、懲戒処分の規定がございまして、それに基づいて今回も、私が委員長ということで、ほか教育長、参事、課長等5名において処分の内容を検討いたしました。

なお、担当課長から、事故を起こしました職員の上申書等も提出をされた上で今回の処分を決定しまして、今言われましたように、こちらが100%の過失ということを照らし合わせまして、処分から言いますと、結論から言いますと、訓告の処分に値するわけでありまして、事故を起こした職員の担当課長から上申書が出ておりまして、それらを参酌しまして、最終的に市長からの厳重処分に付したところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので、御了解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 日程第4 議案第1号 財産の取得についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けた環境整備を図るため、小中学校の学習用端末を取得したく、「那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

取得予定の学習用端末は、市内全小中学校7校の児童生徒及び教職員等が使用する1,786台で、指名競争入札により、日興通信株式会社から1億4,675万5,620円で購入するものであります。納入期限は、来年の3月26日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 財産の取得でございますが、市内の小中学校学習用端末ということで、市内児童生徒及び教職員の端末の機械1,786台ということでございます。

指名競争入札による購入ということでございますが、何者がこの入札に参加をされたのか。それぞれの1回で決まったのかどうかです。入札価格、それをお示しいただければなというふうに思います。

9月の補正予算では1億4,858万1,000円を計上しておりますけれども、今回1億4,675万5,620円ということでございまして、これは落札率は幾らになるのか。予定価格は1億4,822万5,000円ということでございます。全て税込みでございますが、その内容です。

それと、補正予算の質疑の中で、この契約には5年間のメンテナンスを含むというような、補修保証を含む内容になっているというふうに思うんですけども、市内小中学生は毎年卒業されますと、その分はどうなるのか。例えば、返却してもらって、そして新たに新生児に支給をすると、こういうことで更新をして使うのか否か、その使用方法について説明をお願いいたします。

いずれにしても、実際に稼働するのは4月からということだと思んですけども、これは端末機だけなんでしょうか。それとも、それ以外の費用は全く含まれていないのかどうか、その

内容についても説明をお願いいたします。

なお、この約1億4,670万円、補正予算の段階でもあったかと思うんですが、国のGIGAスクール構想に基づいて本市においてもこれを進めるということでございますので、費用については、取得金額全体の費用は国負担という考え方でよろしいのでしょうか、それとも市のほうでも幾らか負担になるのか、その辺についての説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 入札関係を担当している総務課として、入札状況だけの部分についてお答えいたします。

まず、入札参加した業者でございますが、全部で9者あります。9者に呼びかけをして、そのうち7者は辞退されました。残り2者で入札しましたが、1回の入札で決定したという状況であります。

また、予定価格でございますが、税抜き価格であります、1億3,475万円が予定価格であります。

落札率は99.01%という状況でございました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） それでは、私のほうからは入札関係以外の部分についてお答えしたいと思います。

まず、メンテナンスの5年の関係の内容ということですが、5年の保証についてなんですが、ついております。

それから、端末の使用について、その学年というか卒業される例えば中学3年生とかが、そういう卒業の時点でどうなのかという部分については、使用については、継続してその次の児童生徒が使うという形で引き継がれるような形で運用することを前提に考えております。

それと、費用関係についてなんですけれど、今回の額のうち、国庫の分が5,134万5,000円、それ以外の9,541万620円の分については、国の臨時地方創生交付金、これを充てるという形で進めております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ちなみに、入札、2者ということでございますが、それぞれの入札金額はお示しできますか。お願いします。

それと、これは端末だけなんですか、それともそれ以外の機材は全く入っていないのかどうかです。それだけです。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 会社名はちょっと控えさせていただきますが、入札額につきましては、1位が、先ほど言いました税抜きで1億3,341万4,200円、2位が1億3,470万120円ということです。

入札率につきましては、近隣市町と比べて高いか低いかというのはまちまちなので難しいところですが、隣町とか、あと一緒ぐらいは、ほぼ99%と。それから一番低いところで70数%とか80数%とかありますが、大体国の予算で買える部分が4万5,000円という本体価格が示されておりますので、大きく変遷がないというような、仕様がほぼ同じなので、高い入札率になっているんだと思います。

本市は、本体プラスソフト、それから先ほど課長が説明しました5年間の物損保証というのを付けておりますので、大体1台当たりが全て入れると8万円ちょっと超えるというような状況になっております。

ただ、予算の執行内容につきましては、先ほど課長が申し上げたとおり、国の補助と、それからコロナ対策の支給で充当すると、こういうようなことでございます。

あと、購入方法として、例えば那珂川町などでは本体だけしか買わないというので、大体4,500万円で作るんですが、ただその後実際に運用する場合には、ほかの市町と合わせなきゃならない部分がありますので、この後のソフト代とかが、この後、来年度でかさんでくるんであろうというふうに予想されております。向こうの担当者とも電話で話をしましたが、その辺についてはちょっとこれから、他市町とも協議しながら考えていくというふうな状況だそうです。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その費用関係なんですけど、もう1回確認なんですけど、国の分は臨時交付金という考え方でいいんですか。それで、残りはまた臨時交付金の市の持ち出しというふうな考え方。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 費用については、国庫補助対象分ということで出る国の補助金で、先ほど申し上げた5,130万5,000円ということで。（「これが国庫補助ね」の声あり）そうです。それが1台4万5,000円という端末の補助上限額です。その分を、今回の契約から除いた9,500万円ちょっとが地方創生臨時交付金ということで、今回のコロナ対策の国の交付金を充ててということで予定しております。

○17番（平塚英教） 分かりました、すいませんでした。

終わりです。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すいません、今のお話ですと、当初の予算は1億4,000万円ですか、これは国のほうからほぼ出てくるということですが、その後故障とか紛失とか、そういったことが起きた場合、それはどういった形で補填するか、保証するかというのは考えていますか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 備品関係ですので、今回の一人一台のパソコンに限らず、子供たちの扱い方に応じて、これまでも弁済していただいた部分もありますし、そういった基準に合わせてです。ただ、使っているうちに動かなくなっちゃいました云々というのは、これはこちらでやらざるを得ないと思いますので、ただ扱い方で、遊んで投げちゃったとか、そういう場合には弁済していただくと。

あと、今後予想されるのは、いわゆる遠隔授業で貸出しをして家庭に持っていったときに、やはりその辺については、今後、PTA協議会と調整しながら、ある程度規定を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 紛失をしてしまったといった場合は個人で負担していただくというような考え方でよろしいですか。

それから、例えば5年間のメンテナンス付いてはいますけども、これが永遠に続く話ですよ。5年で終わるわけじゃないと思うんですよ。将来的にわたって長くやると。そうした場合は、やっぱりこういう機器ですから、日進月歩の進歩が激しいですから、10年もたてばもう本当に使えなくなるんじゃないかという心配があるんです。その場合、また再度、国がお金出して買ってくれと言うかという、それは国の話ですからこちらで答えられないと思いますが、そういったところをどういうふうにお考えになっているか、教育長にちょっとお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 紛失したというのは、過失の程度がどのようなということはちょっとなかなか難しいというふうな部分はございますけども、今まで私が経験したのはほとんど教育委員会のほうで補充しているというような形になっていると思います。

それから、将来的な部分につきましては、昨日、県の教育長会議がございまして、それで国と県のほうの要望の中に、5年後の更新時期について、非常に財政的に基盤の弱い市町ではとても対応し切れないと。ぜひ今回と同じような国の補助体制を続けてほしいと。また新たに

う一回やってほしいというような要望事項を、市ですから25市町のうち14が市ですけども、8市からそのような要望が出ていて、教育長会としてもそれで国・県のほうに要望するというようにしております。

それ以上ちょっとお答えできない部分があります。よろしくお願いします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） やはりそれは要望していただいて、10年後も20年後も同じことが多分続いていくと思います。その中で、我々地方自治体の負担が大きくなってしまって、非常に重たくなってしまおうと思いますので、市長も、国のほうに要望をぜひ強くしていただいて、この事業がずっと継続するようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 要望を続けていきたいと思います。

また、もしもの場合もあると思うので、いろんなところで対応できるような、購入方法とかそういうことも検討させて、今回は、各自治体が初めてのことなので、あと来年、再来年と経験していくと、どういう入札方法とか、またはどういうシステムで購入することがいいのかもだんだん分かってくると思うので、5年後には、国にももちろん要望もしますが、市町にとって全体的に統一したものがいいのか、県でリーダーシップをとって同じものに統一していただくのが一番先生方の負担が少ないのか。先生が異動するたびに違う機種を使うことになる可能性がこれではあるので、そういうこともちょっと要望していきたいなと思っておりますので、そのときには皆さんのお力添えもいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） この問題は、やはり1回業者を決めて機器も決めると、その後はほとんど変えることはとても難しいですよ。だから慎重にならざるを得ないんですけど、実績があんまりない中でも、いろんなところでもう既に走っているところがあるので、そんなところも参考にしてほしいなと思うんですけども、質問です。今回は、このタブレットとかこの機器を買うだけということでもいいのか。実際には、運用するに当たってほかに必要なものというのはいらないのか。あるとすればその費用は市が持つのか、それとも国の負担でいいのか。例えば、教科ごとのアプリとか、いろんなものをそろえなきゃいけないと思うんですけど、そういうのがセットでこの中に入っているのかとか、疑問はすごくたくさん膨らむんですけど、その辺です。あとは、5年で全部交換というのも、そういう乱暴というかそういうことでもいいのか等も含めて疑問は尽きないんですけども、とにかく教えてほしいのは、これを購入して、あと実際の授業に使うに当たっての必要な経費というのはいまだあるのか。それはどこが負担するのか

というだけは明確にしてほしいんですけど、どうですか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） まず、先ほど申しあげましたように、端末だけではなくて、動くようにするソフトとか、先ほど言った5年間の保守は付けております。あと、授業その他行うのに必要な経費というと、まず、もう既に承認を得ていますWi-Fiの10ギガなんです。校内設置は、既に前回の議会で承認を得ていますので、それが入って、間もなく工事が入るんですが、それが進めばあとは端末が来れば一応校内で授業することは簡単にできると。それから、場合によっては家庭に持って帰っても、ただ、家庭に持ち帰った場合には、その家庭の中にWi-Fiの環境がないとちょっとできませんけれども、一応そういったところまでは今回のものでできると。

ちょっと蛇足になりますが、先ほど申しあげた県の教育長会の市部会と町部会に分かれてやっているのですが、市のほうの中では足利市とかあと2つぐらいですか、Wi-Fiの環境がない家庭で、なおかつ就学補助を受けている家庭については、iPadとか、NTTが出しているタイプがあるんですが、それは携帯と同じでWi-Fiの環境いらないんです。自分でできますので、それを何十台か用意して、それを貸出す予定ですよというふうな話が出ておりました。

ただ、本市はちょっとそこまで考えが及ばなかったことには、私も反省しているんですが、今後、ルーターにするか、そういった対応にするかというようなことで、また議員の皆さんには御相談しなければならない点が出てくるかなと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今のを翻訳すると、そういうものが必要なんだけど、それは、市の負担なのか国で持つのかというのは、今のものを翻訳すると、市が負担するんですよということを言っているの。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） はっきり申しあげて、決まっておりません。国のほうは、議員も御存じのように、報道で家庭のWi-Fi環境について補助とか何か必要じゃないかという話が出ておりますけども、実際にそれをどうこうせよというところまでは、まだ国のほうは言っておりません。ただ、今の段階でやろうとすると、市の持ち出しということになります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどから、保証期間の話とかがよく出てきているんですけど、この5年間の保証の中で、例えば一番よく起きると思われるのが画面割れとかだと思んですが、それは例えば保証が入っているから、多少ほかより安く済むのか、実際に画面割れ1回の修理当たり幾らになるのかとか、そういった単価が出ているのであればぜひ教えていただきたいのと、その前に、今回購入されるのが、クロームOSのタブレットにキーボードをつけたものだと伺っております。それは今後、県内全体で、ほかのところもクロームOSを使うことによって、子供たちが進学したときもそのまま移行できるようにそのOSを選んだというような経緯を聞いておりますが、こちらの型番のほう、もし分かるのであれば今教えていただきたいのと、また保証の話に戻るんですけど、例えば付属品で充電器とかUSBケーブルみたいなものは一応含まれているんでしょうか。使っているとUSBケーブルなんかはよく断線してしまうと思うんですが、そういったものは保証の対象になっているのか、それも各家庭での自費負担になるのかという点と、先ほども質問に出ましたが、ソフトのほうなんですけど、恐らくジー・スイート・フォー・エデュケーションみたいなものを使うのかなと思うんです。年間の費用がかかるんだと思うんですけど、もしそういったものを使っているのであれば、こちらのそもそもの購入費用に含まれているのか。もしくは、含まれていないのであれば、このタブレットを購入した以外に年間に幾ら維持費として、Wi-Fiとかは別として、このタブレットを運用するのに幾らかかるのかという試算があるのであれば教えてください。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） まず、例えば、画面割れとかした場合の費用がどのくらいかかるのか、詳細の金額等についてはどうなのかということなんですけど、これについては、まだ今の段階では、修理額幾らというところまでは確認はできておりませんが、先ほどちょっと教育長の答弁の中でもあったように、今回の契約のほうは、端末と、それからソフトとかそういう保証の関係が入ったものの金額ということでの契約となっておりますので、その中の自然故障とか物損故障でその保証対象となるものであれば、その保証の契約の中での修理という対応となると思われます。

それから、充電器の話が出ましたけど、充電器については、通常は、例えば授業中はその端末を使いますけれど、終了後、これと別に予算のところまで議決をいただいております校内LANの整備、これから同時進行的に始まりますけれど、そちらの中で、Wi-Fiの環境整備だけじゃなくて、各教室等への充電器の設置も予定しておりますので、授業終わって放課後に、例えば教室ごとに充電器のほうにタブレットとかその端末をつないで充電をするというような流れになる予定でございます。

それから、先ほどちょっと出ましたグーグル・フォー・エデュケーションの話ですけれど、これも今回の契約額の中に入っていますので、この中のソフトで文書作成とか図形の作成とか、そういったものが入っていますから、これをまた別途費用がかかるとか、そういうことではなくて、今回の契約の中に含まれているということで御理解いただきたいと思います。

それと、型番については、AcerクロームブックのSpin511というものを予定しております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） あと分からないことは後で直接お伺いしたいと思うんですけれども、こちら全部基本的にはWi-Fiモデルということですよね。先ほど教育長の答弁の中で、SIM付きのiPadを配るんだみたいな、配るかもしれないみたいな話をされていたと思うんですけど、クロームブックじゃなくてiPadを配るんですかというところがまず1点と、別物ですよね。クロームブックとiPadは別物だと思うんです。

充電器、USBで一気に学校だけで充電されるということですか。電気設備とかそういったものは十分な、コンセントとか、そういう充電設備が用意されているのかということなんです。

あと、修理費用の件に関しては、後でまたちょっとお伺いに行きたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 充電につきましては、学校内におきましてケースの中に1台1台入れて充電できるようなタイプを無線で入れる予定です。

ただ、家に持って帰らせるようなときの充電については、ちょっとこれから確認をしていきたいというふうに考えています。

それから、iPadを配るとするのは、iPadとかNTTで出しているタブレット、ただ、同じような状態でやらなきゃなりませんので、やはり中はクロームでないとできないんで、それに対応したものになります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 荒井議員、よろしいですか。

○4番（荒井浩二） 分かりました。後で詳しい点はお伺いに行きます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 契約額が是か非かというような質問以外を含めまして、5点ほどお伺いをしたいと思います。

まず1点なんですけど、全国の小中学生に1台パソコンかタブレットを購入することで、一斉に購入を始めているわけです。それで、過日の新聞によりますと、品薄で確保が困難になるの

ではないかというような、そういった危惧したような記事がありました。今回、那須烏山市では、この1,786台を来年3月26日までに、購入期限までに確実に購入できるのかどうか、これがまず1点です。

2点目は、これは、タブレットかパソコンか、両方購入している学校があるようなんですが、今回は多分タブレットではないかと思いますが、タブレットとして決めた理由についてお伺いをしたいと思います。この金額と台数からすると、1台8万2,000円ぐらいするんですか、相当高額な電子機器を子供たちに買い与えているようなことになるんですが、この辺のところについてお伺いします。

3点目は、この予定価格を1億4,822万5,000円ということです。この予定価格を算出した根拠は何なんですか。どこからこういった数値を出したのか、この算出した根拠についてお伺いをしたいと思います。

4点目は、授業での使用方法なんですが、小中学校によってこの使用時間は違うと思うんですが、大体ならして、1週間の授業の中で、タブレットを使用する時間というのは何時間あるのか。1週間、例えばトータル何時間あるんだろう。1週間の授業時間ですね。例えば10時間あったら10時間の内の、このタブレットというのは何時間ぐらい利用するのかであります。これが4点目です。

5点目は、学力向上にいかにか効果が上がるのか、具体的に、多額の投資をするわけですよね。買い与えるわけなんですが、具体的にこのような効果が上がるんだということを一、二例お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、全国で1人1台で集中して品薄という状況での納入は間に合うのかという御質問については、もちろん今回入札ということで参加いただいて、それを取れるという前提で業者は落札をされていると思いますので、もちろん購入可能ということで私たちも理解しておりますし、今後、業者のほうにも、納入に向けて努力をしていただくということで予定しております。

議員おっしゃるとおり、やはり世界的にもいろんな需要が高まっていて、世界で、日本だけじゃなくて、学生、それから児童生徒のパソコンの需要、それから、日本ももちろんですけど、そんなことで、やはり端末が品薄というか、供給が間に合わない、コロナの影響でサプライチェーンの問題等もあって部品が間に合わないというようなことではあるようですけど、うちのほうの今回の端末については、納入期限に納入されるものと認識しております。

次に、2点目の、タブレット型にということで今回の端末に決定した経緯については、さきの9月議会等でもお話し申し上げました、各小・中学校から、パソコン等に明るい先生方に委

員になっていただいて、会議の中で、これが一番使いやすいのではないかとということで、360度に曲げられるという変なんですけど、コンバーチブルタイプというんでしょうか、そういう機種に決定をいたしました。決定の経緯は、そのようなところでございます。

それと、予定価格についての根拠は、やはり端末として想定される金額プラス、先ほど申し上げましたその保証やソフトのパックの金額等、こういったものを勘案して、その予定価格を設定したところでございます。

4点目の、1週間に何時間端末を利用する予定かという部分につきましては、やはり委員会等の……。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 授業時数が大体28時間ぐらい、1週間あるわけですけれども、学年によって授業時数が違いますので、はっきり言って何時間というふうな予定はしておりません。現在、各学校で2クラスに1台、皆さんの御協力を得て電子黒板を設置しておりますけれども、それについても、私は、学校の先生方に、教育長が見に来るから無理やり使わなくていいんだと。どういう使い方が効果的なのか。黒板で書いたやつが効果的だったら、別に無理して使う必要はないんだと。それと同じように、今回のタブレット型パソコン、端末についても、やっぱり一番効果的な使い方をよく考えて、そういった研修もこれから行っていかなければなりませんし、できれば近場で、近隣県辺りで研修ができるような、先進県でというようなことも考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

効果的な使い方につきましては、やはり子供一人ひとりによって見やすいもの、それから音声で聞いたほうが分かりやすい子、そういった部分では五感で楽しむ那須烏山じゃありませんけれども、五感でそれぞれ子供たちの得手不得手がありますので、そういった部分でタブレットで身近に見られる子、または音声を直接そこから聞こえる場合もあるわけですから、電子教科書等を使っていく場面も。そういった部分について、一人ひとりの子供に対する、いわゆる教員の指示とか板書等が、ある程度その子に合った形で提供できると、そういった点がある程度学力向上に、いい子はいいいとって、私が感じたのは、特に遅れている子がそれで救われる部分があるんじゃないのかと。そのような使い方も、また特別支援関係等々と協議しながら、または大学等と連携しながら使っていかなければならないと。上の子を伸ばすのは別に黒板だけでもいい場合が多いので、正直なところを言うと、やはり特にこういった場合には、中間から下層レベルの子に対して、どれだけ効果的な授業ができるかということも考えていかなければならないというふうに考えています。

ちょっと曖昧な答弁で申し訳ありませんが、以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 教育長に、各学校にぜひ有効活用されるように、さらなる御指導をお願いしたいと思います。

それで、先ほどの質問の中で、1点だけ、課長、どうも私、理解のできない答弁があったんですが、予定価格1億4,822万5,000円、この算出根拠です。まさか課長がつくったわけじゃないと思うんだが、どのような方法で、この価額を設定し入札にしたのか、もうちょっと詳しく答弁してくれませんか。

○議長(久保居光一郎) 田代教育長。

○教育長(田代和義) まず、算出の最大基準は、1台4万5,000円という基準が国のほうから出ておりますので、そこはどの市町もほとんど同じ形になっております。

それから、5年間の保証と、ソフトもある程度仕様が決まっている部分がありますので、大体1台当たりこのくらいだろうというのが、業者のほうも想像ついてしまうということです。こちらもそういった形で積算しているわけですけども、入札する業者のほうも、結構、あの機種だったらこの辺でというふうに読めてしまうという部分がありますので、一応、市としては、ある程度のモデルがありますので、その中でこのソフトであれば、5年間の保証を入れるとこのくらいで4万5,000円プラス4万円とかいうような形で算定したものでございます。

以上です。

○議長(久保居光一郎) 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) また、私、昔は道路橋梁の測量設計、積算をしまして、そこではきちっとした根拠があって、この予定価格、入札価格というのを出したわけなんですけど、今の教育長の答弁ではちょっと理解しがたいところがあったんですが、いわゆるこの価格については、文科省、または県の教育委員会のほうからも、標準的なこういう機種の場合は、この価格が標準的な価格だというような見積り価格というのが出ているんでしょうか。

○議長(久保居光一郎) 田代教育長。

○教育長(田代和義) ソフト、それから保証面については、国・県のほうでこういう基準でというふうなのは出ておりません。

ただ、メーカーその他で、大体、ある程度基準があらで決まっているものですから、値段がですね、それでいくと、結構入札価格のパーセントが非常に高い市町が多くなってきているというふうな状況だと思います。

以上です。

○議長(久保居光一郎) ほかに質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番(渋井由放) 今、お子さんがどんどん減っていくわけです。そうすると、5年間

ということになると、使わない、余ってしまうというようなタブレットも出てくるのかなと。1年たつと、どのぐらいタブレットが余るか分かりませんが、やっぱりそういうタブレットは、使わないからというんで学校に置いておいても、これはもったいないと。例えば、議会のほうに余ったよといって、17人、それでちょっととか、勉強してみたら、分からない人、教えてやるやとか、例えば幼稚園に持って行って壊れたっていいからみんなで遊びなとかというようなところのお考えはございますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 具体的に、利用方法についてはまだ考えておりませんが、議員がおっしゃるとおり、間違いなく余剰台数が出てくるのは目に見えておりますので、その点については、議会のほうとか、また幼稚園、保育園というふうなことも、そういったものも選択肢に入れて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） そうしますと、そういうメンテナンス、使用する場所は、小学校だ中学校だと限定しておく、そっちのほうで壊れたんだよというもの、これは保証の対象になりませんか、このような形になるのかなと思うんです。今さらそれはああだこうだ言ってもあれなんですけども、その辺も踏まえて業者とお話をさせていただいて、元気でいろいろやれば壊れるというのが本当の話ですから、ここら、壊れるほど一生懸命勉強してもらえるようお願いしたいということで、答弁は結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） パソコンのリースがこれまでの常識だったんですが、今回買取りにした理由は何でしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 買取りにした理由としましては、やはり国庫補助対象ということで、費用負担分、そういったものを考えた場合に、従来ですとリースという考え方もあるんですが、リースの場合ですと、1年だけの分しか対象にしてもらえないという部分がありましたので、今回の場合ですと、幸いですが、国庫補助以外に地方創生臨時交付金も充てられるということで、その費用負担を考えて、最終的に買取りということにさせていただきました。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） リースの、1年しか有効でないということで、それは理解しました。結局、このタブレットも経年劣化すればごみになるんですね。この際は、どんな形を取る

んでしょうか。また、5年のメンテナンスという長期の保証期間になるんですが、この契約に関して保証金をいただいているんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 5年後の、仮にですけども、5年後といいますか、使用ができなくなった時点の廃棄の段階での話という部分については、ちょっと今の段階でどうこうということは言えないんですけど、やはり時が来たら、買取りしている関係で、法にのっとった処分方法で市のほうで負担をして、その手続を取っていくという形になるかと思われま

す。それから、今回、契約保証金のほうをもらっているかという部分につきましては、市の契約規則の規定の中で、入札参加資格を有している業者との契約を締結する場合において、その契約を履行しないということがないと、契約不履行になるというおそれがないという判断から、契約保証金はいただいております。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 質問になりますが、5年以上の長期にわたる保証というと、やはり会社が存続するかどうかが一番心配しているんです。そういう点はどうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほど来、パソコンというかIT関係については、日進月歩で、1つの機種について5年ぐらいが多少限度だろうと。5年終わったら全部廃棄するようなことではないので、使えるのであればずっと使い続けていきますし、ソフトを交換するだけで済むのであればソフト交換でいきたいと。

先ほど来申し上げていますように、5年ぐらいが、リースなんかは大体5年とか、保証も5年辺りが多いので、その後、新たに機材を入れるようなときは、先ほど申し上げたように、国・県のほうに、再度、今回と同じような支援をしてもらえるように、また予算化をしてもらえるように要望しているというふうな状況でございます。5年後に全部廃棄するということは全く考えておりません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 今の故障したときの保証の件についてなんですけども、保証は契約した会社がするのか、メーカーが保証するのか、どちらが保証するようになっておるんですか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの堀江議員の質問にお答えいたします。

基本的には、契約の相手方が日興通信ということで、納入業者ですから、納入業者を通じて、

ソフト関係とかそういった部分については責任を持って対応していただくということで考えております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ソフト関係は契約会社、本体の保証については、壊れたときは、そのメーカーのほうは全く関与しないという認識なんですか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほど課長のほうから話をしましたとおり、日興通信という会社が間に入っておりますので、簡単に言うと商社みたいなものですから、そこが窓口になって、実際に機械を直す場合には生産している会社のほうに当然持って行って、そこでやってもらうと。日興通信本体では、そんな技術というか、工場なんかないと思いますので、いわゆる商社と消費者との関係で考えていただいて、あなたのところで買ったんだけど、直すのは、コジマで買ったんだけど、直すのはコジマじゃなくて、コジマに納入している会社というような考えでやっていくような形になります。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 先ほど高田議員が言われたのは、契約した商社がもし潰れちゃったら、窓口はどこになるんだということのような感じだと思うんですが、もし会社が潰れるようなときには、その保証を引き継げるような、そういう環境もある程度考慮されていれば安心かなと思いますので、そういうところ、契約の時にちょっとお話をさせていただければと思います。以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第1号 財産の取得について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。各位の御協力大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第7回那須烏山市議会10月臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

〔午前11時12分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年1月8日

議 長 久保居 光一郎

署名議員 青木 敏久

署名議員 興野 一美